

住民税非課税の世帯などに エアコン購入費を助成します

- ▶申請期間＝12月28日(月)まで
- ▶対象＝区内在住で、次の全ての要件を満たす世帯
 - 世帯全員が住民税非課税または均等割のみ課税世帯、児童扶養手当受給世帯
 - 住民税・軽自動車税を滞納していない
 - 世帯全員が生活保護・中国残留邦人などに対する支援給付を受給していない
 - 自宅にエアコンがない、または故障により買い替えが必要



※このほかにも要件あり。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

▶助成限度額＝1世帯につき10万円※エアコン購入費と助成限度額のいずれか少ない額を助成

▶申請方法＝電子申請(区ホームページ参照)※購入前に申請が必要※申請は1世帯につき1回のみ



▲詳しくはこちらから

問 合

- 7月31日(金)まで…地域福祉連携課地域福祉推進係☎3579－2455
- 8月3日(月)から…エアコン助成事業コールセンター☎6632－7323(平日、9時～17時)

8月から高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療機関に支払った医療費が高額になった場合に利用できる高額療養費の自己負担限度額が見直され、年間上限額が新設されます(表1・表2参照)。詳しくは、区ホームページをご覧ください。※国民健康保険・後期高齢者医療制度以外に加入している方は、加入している健康保険へお問い合わせください。



▲69歳以下で、国民健康保険に加入している方はこちら



▲70歳～74歳で、国民健康保険に加入している方はこちら



▲75歳以上の方はこちら

表1 69歳以下の方

負担割合	所得区分(※1)	月額自己負担限度額		年間上限額(※3)
		3回目まで	4回目以降(※2)	
3割	ア 基礎所得金額901万円超	27万300円＋(総医療費－90万1000円)×1%	14万100円	168万円
	イ 基礎所得金額600万円超～901万円以下	17万9100円＋(総医療費－59万7000円)×1%	9万3000円	111万円
	ウ 基礎所得金額210万円超～600万円以下	8万5800円＋(総医療費－28万6000円)×1%	4万4400円	53万円
	エ 基礎所得金額210万円以下	6万1500円		
	オ 住民税非課税世帯	3万6900円	2万4600円	29万円

表2 70歳以上の方

対 象	負担割合	所得区分(※ 4)		月額の自己負担限度額			年間 上限額 (※ 3)	
				3 回目まで		4 回目以降 (※ 2)		
				外来+入院(世帯ごと)				
								外来(個人ごと) (※ 5)
現役並みの所得 がある70歳以上 の方	3 割	現役並み所得	Ⅲ(住民税課税標準額690万円以上)	27万300円+(総医療費-90万1000円)×1%		14万100円	168万円	
			Ⅱ(住民税課税標準額380万円以上)	17万9100円+(総医療費-59万7000円)×1%		9万3000円	111万円	
			Ⅰ(住民税課税標準額145万円以上)	8万5800円+(総医療費-28万6000円)×1%		4万4400円	53万円	
70～74歳の方	2 割	一般所得	住民税課税標準額145万円未満	2万2000円 (年間上限21万6000円)	6万1500円	(外来+入院) 4万4400円		29万円
		住民税非課税 世帯	Ⅱ(Ⅰに該当しない方)	1万1000円 (年間上限9万6000円)	2万5700円	(外来+入院) 2万4600円		18万円
			Ⅰ(年金収入82万6500円以下など)	8000円	1万5700円	-	18万円	
75歳以上の方	2 割	一般Ⅱ	現役並み所得Ⅰ～Ⅲ、区分Ⅰ・Ⅱのい ずれにも該当しない世帯	2万2000円 (年間上限21万6000円)	6万1500円	(外来+入院) 4万4400円	53万円	
	一般Ⅰ							
	1 割	区分Ⅱ	住民税非課税世帯	1万1000円 (年間上限9万6000円)	2万5700円	(外来+入院) 2万4600円	29万円	
		区分Ⅰ		8000円	1万5700円	-	18万円	

※1 基礎所得金額とは、前年の総所得金額などから住民税基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

※2 過去12か月間のうち、限度額に達した月が3回あった場合、4回目以降に適用される上限額です。

※3 8月～翌年7月までに支払った医療費の自己負担額を合算し、限度額超過分を高額療養費として支給します。

※4 住民税課税標準額とは、所得から所得控除(社会保険料など)を差し引いた額です。

※5 外来診療における個人ごとの自己負担額の月額上限です。8月～翌年7月までに支払った外来自己負担額を合算し、限度額超過分を高額療養費として支給します。

問 合

- 74歳以下で、国民健康保険に加入している方…国保年金課国保給付係☎3579－2404
- 75歳以上の方…後期高齢医療制度課資格給付係☎3579－2373

